

ヒューマンヒルズ函南
「自治会規約」

(2026 年 4 月 12日改定版)

ヒューマンヒルズ函南自治会
自 治 会 規 約

第1章 総則

第1条（名称）

本会の名称は「ヒューマンヒルズ函南自治会」と称する。

第2条（会の構成と会員の資格）

- （1） 本会はヒューマンヒルズ函南に定住する者、及び別荘所有者などの準定住者（以下、「住民」と云う。）を持って構成する。
- （2） 土地の購入・借地・建物の購入・借家などにより、入居あるいはそれに準ずる状態をもって会員資格が生じ、土地・建物の売却あるいは借家からの転居・退出により会員資格を喪失する。

第3条（事務所）

本会の事務所は「ヒューマンヒルズ函南集会所」に置く。

第2章 目的・組織・活動

第4条（目的）

本会の目的は以下のとおりとする。

- （1） 互いに助け合いながら健全な自治を確立する。
- （2） 福祉・文化及び環境保全の向上を目指し、住民の親睦をはかる。
- （3） 安全・安心な生活基盤の確保・維持をはかる。

第5条（組織）

- （1） 本会の組織は、次のとおりとする。
 - ① 総会 本会の最高議決機関
 - ② 組長会 重要事項の審議および承認機関
 - ③ 役員会 運営および執行機関
- （2） 自主防災会は「ヒューマンヒルズ函南自主防災会」と称し、別に定める「自主防災会規約」（平成14年4月1日施行）に基づいて活動する。

第6条（活動）

本会は第4条の目的を果たすため、以下の活動を行う。

- （1） ヒューマンヒルズ函南内の生活環境の維持と改善
- （2） 自治会の目的達成の為の地方公共団体等必要な組織との折衝
- （3） 会員の親睦を図るための各種催しの企画・開催
- （4） 共用施設等の維持管理
- （5） 自主防災体制の整備及び啓蒙
- （6） 必要な地域活動への参加及び地域情報の提供

第7条（運営年度）

本会の運営年度は毎年4月1日より翌年3月31日の1年間とする。

第3章 組長と役員

第8条（役員構成）

本会は、次の5名の役員をもって構成する。

会長、副会長、会計、環境整備、親睦・防災

会長は役員間の互選により選出する。

副会長およびその他の役員担当は、役員間の協議を経て会長が定める。

第9条（組長と役員選出）

別掲1のとおり、本会区域を10組に編成し、各組ごとに1名の組長を選出する。

組長は、それぞれ所属する組の代表を務める。

組長の選出方法は、別掲2に定めるルールに準拠する。

役員は、選出された10名の組長の中から5名を互選により選出する。

役員に欠員が生じた場合は、組長会において補充役員を互選する。

第10条（組長と役員任期）

（1）組長および役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（2）任期途中で辞任または欠員が生じた場合、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（3）組長および役員は家族等その同居人と協働してその任にあたることができる。

第11条（組長会と役員会）

（1）役員会

役員会は、本会の運営および日常的事項について審議し、決定する。

役員会は会長が召集する。

役員会の定足数は、全役員過半数とする。

役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

（2）組長会

組長会は、本会の重要事項について審議し、必要に応じて承認を行う。

組長会は会長が召集する。

組長会の定足数は、全組長過半数とする。

組長会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

組長は、役員を兼任しない場合であっても、組長会において一個の議決権を有する。

（3）重要事項の範囲

重要事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- ① 補助金の申請、受領およびこれに付随する事項
- ② 自治会の予算および決算に関する事項
- ③ 総会に付議する議案の決定に関する事項
- ④ 規約、細則、内規等の制定、改正または廃止に関する事項
- ⑤ 全会員に影響を及ぼす事業、行事、費用負担その他重要な事項
- ⑥ 前各号に準ずる事項で、役員会が組長会での審議が必要と認めた事項
ただし、この場合は組長会の審議を経た後、役員会において最終決定する。

第12条（職務サポートスタッフ）

役員は、職務の円滑な遂行のため、別に定める細則に基づき職務サポートスタッフに業務の補助を依頼することができる。

職務サポートスタッフは、当該役員の指示のもとで補助的業務を行うものとし、最終的な責任は当該役員が負う。

第13条（報酬）

組長、役員および職務サポートスタッフに対し、その職務に対する謝金を支給することができる。謝金の額は、町から交付される自治会業務に係る交付金等 および自治会活動費等を財源とし、毎年度の総会において承認された予算の範囲内で役員会の決議により定める。

第4章 総会

第14条（総会）

総会は本会の最高決議機関であり、定期総会と臨時総会がある。

第15条（定期総会）

- (1) 定期総会は毎年4月に会長が召集する。
- (2) 定期総会で審議する事項は以下の通り
 - ① 活動報告及び会計決算
 - ② 活動計画及び会計予算
 - ③ 役員の選任及び解任
 - ④ 規約の改訂
 - ⑤ その他自治会活動に関する重要事項

第16条（臨時総会）

臨時総会は以下のような事由が生じた時会長が召集する。

- (1) 組長会で必要と認めたとき
- (2) 全会員の3分の1以上の会員から要請があったとき

第17条（総会の運営等）

- (1) 総会毎に組長の中から議長を選出する。
- (2) 総会の定足数は委任状を含め会員総数の3分の2とする。

- (3) 総会の決議事項は委任状を含む出席者の過半数の賛成をもって決議される。
- (4) 災害、感染症等の発生により総会の開催が適当でない事態となった場合には、役員会で協議のうえ、組長会の承認を得て、総会に代わって決議事項等を会長名で住民に通知し、書面表決により決議できるものとする。

第5章 会計

第18条（自治会経費の支弁）

当会の経費は会員の納入する経常会費および積立金、その他をもって支弁する。

第19条（会費）

当会の会費は各戸均等の月額とし、その金額は経常会費と積立金とを分けて総会において決定する。

第20条（会計・会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第21条（会計監査）

本会の収支決算は毎年度終了後、会計監査の監査結果を提出し総会の承認を得なければならない。

第5章の1 経常会費

第22条（経常会費の目的）

経常会費は自治会の運営において経常的に発生する費用に充てることを目的とする。

第23条（経常会費の管理）

- (1) 経常会費は銀行の「自治会（一般口）」口座で管理する。
- (2) 経常会費は総会の決議により「自治会（積立金口）」に繰り入れることができる。

第24条（経常会費の使用）

- (1) 経常会費の使用は原則として総会における自治会運営予算での承認を受けた範囲内で行うものとする。
- (2) 前項にかかわらず想定外の支出が発生した場合には、組長会の4分の3の賛成を得て使用することができる。

第5章の2 積立金

第25条（積立金の目的）

積立金は住民が直接的に管理・維持している次の共用施設等の大規模な改修、更新および維持・管理・点検修理に対処することを目的とする。

1. 集会所
2. ごみステーション
3. 防災倉庫
4. パラアーチ
5. 街路灯等

第 26 条 (積立金の管理)

- (1) 積立金は銀行の「自治会 (積立金口)」口座で管理する。
- (2) 積立金は総会の決議により「自治会 (一般口)」に繰り入れることができる。

第 27 条 (積立金の使用)

- (1) 積立金の使用は原則として総会の事前承認を必要とする。
- (2) 前項にかかわらず想定外の支出が発生した場合には、組長会の 4 分の 3 の賛成を得て使用することができる。

第 6 章 委員会 等

当会は重要且つ継続的な課題に対処するため諮問機関として委員会等を組織することができる。

第 28 条 (委員会等の設置)

必要が生じた時、役員会の決議により設置することができる。

第 29 条 (委員長・委員の任命)

会長が必要な専門性等を考慮して、役員及び一般会員の中から適任者を選任する。

第 30 条 (委員会等の活動)

委員会の活動状況は適時に会長又は役員会に報告しなければならない。

第 7 章 協定の制定

第 31 条 (協定の制定)

本会は第 4 条 (目的) を実現するため、会員が互いに守らなければならない事項を協定して制定することができる。

- (1) 街づくり協定 (平成 13 年 12 月 4 日施行)

第 8 章 規約の改正

第 32 条 (規約の改正)

本規約の改正は、組長会で全組長の 3 分の 2 以上の同意を得て発議し、総会において委任状を含めた出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(別掲1) 組の編成 (役員選出ブロック)

第1組	1~8号地、15~18号地、131号地
第2組	19~22号地、26号地、54~57号地、62、63号地、134、135号地
第3組	23~25号地、29~32号地、37~40号地
第4組	27、28号地、33~36号地、64、65号地、70~73号地
第5組	41~43号地、74号地、79~84号地、111、112号地
第6組	44~53号地、85~88号地
第7組	58~61号地、66、67号地、89~92号地、97、98号地
第8組	68、69号地、75~78号地、99号地、103~106号地
第9組	9~14号地、93~96号地、100~102号地、
第10組	107~110号地、113~123号地

(別掲2) 組長候補選出ルール

1. 各組の希望者を優先する
2. 希望者がいない場合は号地番号の若い順から輪番とする。
3. 希望者が役員を勤め、任期を終えた翌年度は、若い号地番号順に戻る。
4. 同じ組から希望者が複数出た場合は、協議して決める。
5. 輪番制で選出する場合、何らかの理由で任に就けない場合は、順番にあたった者が責任をもって次の委任者を決定しなければならない。
6. なお、1項の希望者および5項の受任者については、輪番制の一巡内において、辞退することが出来る。
7. 上記ルールに拘わらず、各組毎に組員の合意により独自のルールを制定した場合には、そのルールを優先して適用する。
8. 特段の事由により上記によれない場合には所属する組員の協議によるものとする。
9. 組長候補の免除に関する基準および手続

① 免除の対象

次の各号のいずれかに該当する世帯については、本人の申し出により、当該年度の組長選出の対象外とすることができる。

1. 主たる居住者が85歳以上であり、組長業務の遂行が困難であると客観的に認められる世帯
2. 同居者に要介護認定Ⅱ以上を受けている者がいる世帯
3. 同居者に身体障害者手帳を有する者、またはこれに準ずる状態にあり、定期的な通院・介護等を要し、組長業務の遂行が困難な世帯

② 判断手続

免除の可否については、役員会において、本人の申し出内容および客観的事情

を踏まえて審議し、決定する。

この場合、個人情報に十分配慮したうえで、判断基準および結果の概要を組長会に報告するものとする。

③ 期間および見直し

前項による免除は原則として1年単位とし、毎年度、状況を確認のうえ見直すものとする。

《 付則 》

1. (細則)

本規約の実施に必要な細則は、役員会の決議を経て会長が定めることが出来る。ただし、組長、役員または会員の権利義務に重要な影響を及ぼす細則については、あらかじめ組長会の承認を得なければならない。

2. (施行期日)

本改定規約は 2026 年 4 月 X 日より施行する。

3. (規約の制定・改訂履歴)

2001 年 5 月 27 日制定

2004 年 2 月 29 日一部改訂

2010 年 2 月 28 日改訂

2021 年 4 月 3 日改訂 (自治会基金解散に伴う改定等)

2022 年 4 月 3 日改訂 (役員任期、総会の運営、積立金の創設に伴う改定等)

2024 年 4 月 14 日改訂 (会費の納付等)

2025 年 4 月 13 日改訂 (会費の納付時期)

2026 年 4 月 12 日改訂 (自治会組織再編)

4. (自治会と区)

会長はヒューマンヒルズ函南区長を兼任し、町から要請された各種委員会及び連絡員は役員の中から任命する。

《 細則 》

1. (会費の納付等)

イ. 会費は毎年 5 月の所定日（銀行休業日の場合は翌営業日、以下同じ）に当年度分を一括して自治会の指定口座に自動口座振替により納付する（以下、

「一括納付方式」という）。この場合の手数料は会員負担とする。なお、手数料の額および所定日については別途会員に通知する。

ロ. 前項のほか、事前の個別申請により、会員から直接自治会の指定口座宛てに別に定める方法により振込による納付を認めるものとする。

この場合の振込手数料は会員負担とする。

ハ. 会費の納付義務は入会月から退会月までとし、一括納付方式の場合で、年度途中で入会したときには、入会月から翌年の 3 月までを一括して自治会の指定口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は会員負担とする。

ニ. 年度一括で納付された会費は、退会時に新旧の該当物件所有者間で調整することとし、自治会は差額の返戻を行わない。

2. (資金の管理)

イ. 自治会の資金は積立金口と一般口に分けて自治会の銀行口座で管理する。

ロ. 出納業務の効率化を図るために会計担当に原則 5 万円を限度に小口手元現金管理を認める。

又年度末には全て預金し、銀行から残高証明書を受領しなければならない。

ハ. 資金管理の安全性を確保するため、銀行印（以下、「届出印」という。）は会長、通帳は会計担当と分けて管理する。但し、会長は自己の責任において届出印を会計担当以外の役員に預けることが出来る。

また、キャッシュカードは保持しないこととする。

以 上